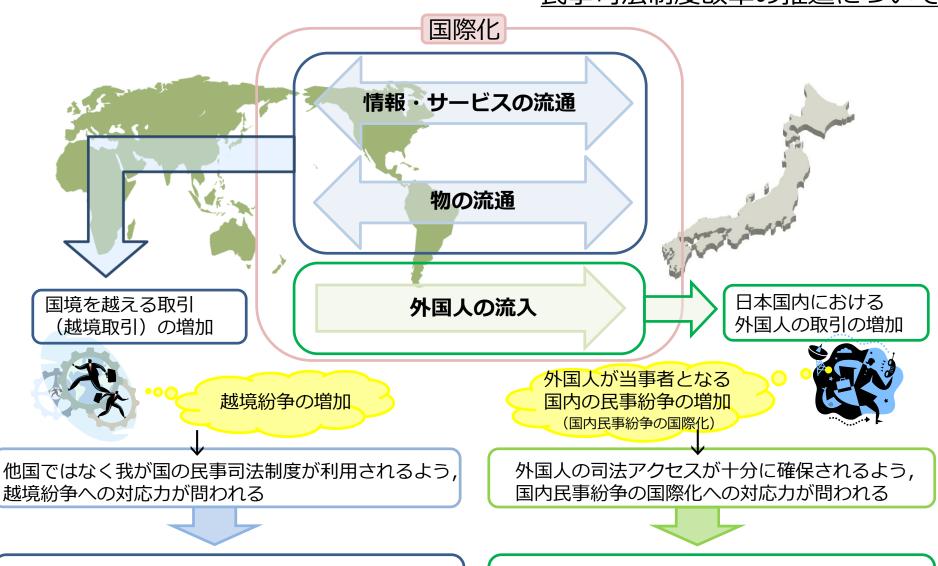
「民事司法制度改革推進」に関する関係府省庁連絡会議 取りまとめ

~民事司法制度改革の推進について



- ○我が国の民事司法制度の国際競争力強化
- ○越境消費者紛争への対応力強化

○国民や国内企業のみならず外国人からも より利用しやすい民事司法制度の構築

国際競争力強化という観点から必要な改革

民事裁判手続等のIT化・

- ・IT化に向けた方策
 - 全面オンライン化、オンライン手続の利用促進策等
- ・デジタル・ディバイドを踏まえた本人サポートの在り方
- ・将来的な方向性とAIによるサポートの可能性 民事判決情報の提供等
- ・民事裁判手続等のIT化と同時に必要な改革



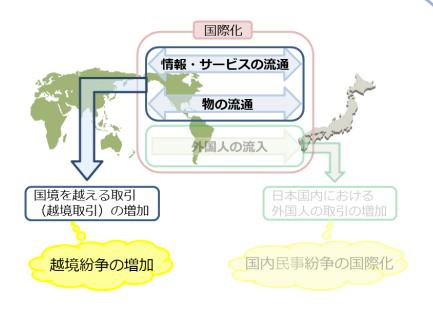
計画的かつ適正迅速な裁判を実現し, 民事裁判の国際競争力を強化

知財司法・

- 二段階訴訟制度の導入
- ・損害賠償の見直し
- ・アミカスブリーフ,アトーニーズ・アイズ・オンリー, 弁護士費用の敗訴者負担の導入
- ・知財調停の活用・充実
- 知的財産高等裁判所の大合議制度の拡大



国際的な紛争になりやすい知財分野における 裁判所の紛争解決手段の更なる充実



国際仲裁の活性化・

- ・基盤整備の取組継続の必要性 調査委託事業の中で東京に設置される仲裁審問施設 を活用しつつ,人材育成・周知啓発を継続
- 仲裁関連法整備の必要性

我が国の仲裁制度の国際競争力強化

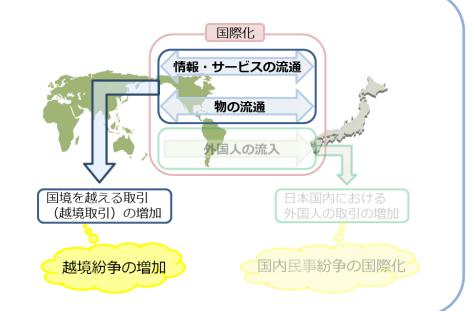
国際化社会において必要なその他の改革

越境消費者紛争への対応力強化・

- ・国民生活センター越境消費者センター(CCJ) の態勢強化等
- ・ODR(Online-Dispute-Resolution)の導入に 向けた検討



増加する越境消費者紛争に対応 するための態勢を整備



外国人が当事者となる 国内民事紛争増加への対応力強化

- 関係機関の連携強化
- ・関係機関における多言語対応の充実 周知・広報の強化,対応言語の拡充,法廷通訳の 質の確保等



在留外国人においてより利用しやすい 民事司法制度とするための司法アクセスの確保

